

女性に優しくない Trouble that doesn't gallant to ladies トラブル

弁護士・山田森一

Profile: 山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所に籍を置き民事を中心に活躍する。

第38回・ネコババ

あなたが危惧する通り、これは、立派な犯罪です。文面から判断すると、今回袋の持ち主が完全にその場を離れている状況だったのでしょうか。すると、その袋は遺失物になり、相談者の行為

は、持ち主の占有を離れた物を横領したことになります。これは、遺失物横領罪(刑法254条)になり、1年以下の懲役、または10万円以下の罰金、もしくは料金となります。

いつも、先生のコラムを楽しんでいます。実は私、とんでもない事をしたみたいなんです。つい最近、地下鉄の終点駅で降りようとしたところ、自分が座っていた座席の真下に、有名小売店の袋が落ちていました。と、服が1着入っていました。すると、その袋はサイズはSでした。すると、なぜか「これなら、娘に丁度いいわ」と思つたんです。娘に「これ、拾ったのよ。あなたが着れるんじゃない」と見せると「ママ、どうして忘れ物として届けなかつた」と指摘され、ネコババしたと気づきました。これ、犯罪ですか?

(東京のうつかり主婦56歳)



たとえば、今回のケースと違い、袋の持ち主が電車を降りず、その袋を探し回っている(これは、袋がまだ持ち主の占有下にある状態です)最中に、誰かがその袋を持ち去った場合はどうなるか?

これは、窃盜罪(刑法235条)になり、10年以下の懲役、または50万円以下の罰金になります。

このように、窃盜罪になるか、遺失物横領罪になるかは、短時間置き忘れたと考えられます。実際にある種の犯罪を犯した場合、逮捕されるかどうかの問題を考えましょう。

罰則は上記の通りですが、商品を万引き(窃盜)をし、咎められ、警察に通報されたスーパーで2、3百円程の商品を万引き(窃盜)をし、咎められ、警察に通報された

拾い物をネコババすると、遺失物横領罪か窃盜罪の法律違反になる。



場合でも、逮捕されることはありません。千円の洋服よりは、数万円の現金やクレジットカードが入った財布を拾いネコババした場合のほうが、犯罪の程度も重いと考えられます。

しかし、基本的には、数百円の品物でも、千円の洋服でも、数万円の現金でも、ネコババすれば犯罪で、逮捕される可能性はあります。

また、クレジットカードを使った場合には、詐欺罪(刑法246条)に該当し、もうひとつ罪を重ねることになります。

そこで、拾った物を数日後に警察署に届けに行くと、どうなるのでしょうか? 場合によっては、検察庁に呼び出され、事情聴取をされます。その結果、最悪で逮捕、

常識的には、拾得物を届けるべきでしょう。

まず、相談者の行為を誰かが見ていた可能性を否定できません。また、駅構内に設置されたカメラに、一部始終を撮られたかもしれません。そ

のうえ、忘れ物をした人が警察署に届け出たかもしれません。それらが重層的に絡まり、相談者の行為が警察署に知ら

れたら、相談者が呼び出されるかもしれません。そうすると、後日、届けに行つたケースのどちらになります。

常識的には、拾つた駅に事情を話しに行き、拾得物を届けるべきでしょう。ですが、結果は運任せになるでしょう。今回で得た教訓は、何かをする時は、よく考えて行動しますようということです。

山田先生に聞いてみたい!!

法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。



イラスト/ふじや奈央